家庭掲示用

暴風雨等による「警報」発令時の対応について（令和７年度版）

富士市立元吉原小学校

１　午前６時 30 分の時点で、「富士市」に暴風･大雨･洪水のいずれかの「警報」が発令されている場合は、「自宅待機」をしてください。

※ご家庭で TV のデータ放送や天気アプリ等によってご確認ください。

※６時 30 分以前にメールを配信することはありません。

２　午前７時までに、以下のＡ、Ｂ、Ｃのいずれかの連絡をメールでお知らせします。

〈例〉

Ａ　警報が発表されていますので、次の連絡があるまでは自宅で待機していてください。

Ｂ　警報が発表されていますが、登校可能であると判断したため、〇時までに登校してください。

Ｃ　本日は、休校とします。

３　自宅待機をしている場合、午前９時 30 分までに、以下のＡ、Ｂ、Ｃのいずれかの連絡をメールでお知らせします。

〈例〉

Ａ　警報が解除されたので、〇時までに登校してください。

Ｂ　警報が発表されていますが、登校可能であると判断したため、〇時までに登校してください。

Ｃ　本日は、休校とします。

４　在校中に「警報」が発表された場合

(1) 安全が確認されるまで、児童は学校に待機します。

(2) 下校のタイミングについては、状況を見て学校で判断します。安全確保のため、警報解除前に下校する場合もあります。また、状況によっては、保護者に学校で引き渡すこともあります。

５　給食に関すること

事前に給食の中止や変更を決定した場合は、前日までに「弁当持参」や「主食持参」などの連絡をします。

６　家庭の協力について

(1) 風雨が強い、道路が冠水しているなど、安全な登校が困難である場合には、ご家庭の判断で自宅待機とし、学校にご連絡ください。そして、状況が改善されしだい、登校させてください。

(2) 近年、天候不順により様々な警報が頻繁に発表されるようになりました。このようなことを踏まえ、警報の内容によって対応を変えていかなければならないことがあるかもしれませんが、ご対応願います。